省令

○法務省厚生労働省令第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十九日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一・二　（略）

三　建設関係（二職種五作業）

職種	作業	試験	試験実施者
建設機械施工	押土・整地作業	建設機械施工技能評価試験	一般社団法人日本建設機械施工協会
	積込み作業		
	掘削作業		
	締固め作業		
管路更生	管路更生工事作業	管路更生技能実習評価試験	一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会

四　食品製造関係（九職種十七作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験	公益社団法人日本メディカル給食協会
豆腐製造	豆腐製造	豆腐製造技能実習評価試験	一般社団法人日本豆腐協会

五・五の二　（略）

六　その他（十五職種二十四作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			

改正前

別表第一

一・二　（略）

三　建設関係（一職種四作業）

職種	作業	試験	試験実施者
建設機械施工	押土・整地作業	建設機械施工技能評価試験	一般社団法人日本建設機械施工協会
	積込み作業		
	掘削作業		
	締固め作業	（新設）	（新設）

四　食品製造関係（八職種十六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験	公益社団法人日本メディカル給食協会
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

五・五の二　（略）

六　その他（十五職種二十三作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			